

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 9 号

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例  
川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第21条第8項」を「第21条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。